

兵庫県医師会会報

○平成 20 年度近畿医師会連合定時委員総会第 3 分科会

「新しい医療安全調査会について」

平成 20 年 7 月号(通巻 657 号)：会議に出席して

冒頭、座長の京都府医師会から、テーマを絞って議論していただきたいとの提案がありました。

1)「医療安全調査委員会」を「責任追及委員会」と「原因究明委員会」に分離してはいかか：各医師会からは、そもそも責任追及を委員会の目的とするべき事ではないとのことで賛意は得られませんでした。

2)医師法第 21 条の改正について：21 条を医療関連死に適応したことが間違いであり、本来は犯罪や公衆衛生の問題が対象であった。条文改正は困難であると思われ、解釈を元に戻せばよい、との意見になりました。

ただし主な議論は、日本医師会から第 3 次試案を担当しておられる木下常任理事が参加されており、第 3 次試案を中心としたものとなりました。

大阪府からは「医療安全調査委員会は医療死亡事故の原因究明・再発防止を行い、医療の安全確保を目的に掲げている。原因究明と責任追及は全く別個のものであり、あくまで原因究明を目的とするべきである。そして、原因を究明するためには、匿名と免責がなければ医療安全のための調査にならない。医療現場における過失は刑事処分には馴染まず行政処分の対象に限定されることを明記すべきと考える。責任追及は医療関係者ではなく、捜査機関が行うことである。犯罪性の判断は捜査機関が行うものであり、それをとどめるようなことはとうてい国民に納得されるものではない。」との意見でした。

兵庫県からは「厚労省がパブリックコメントを募集中であり、非常に多くの意見が寄せられ、内容が賛否両論、関心の深さを表している。総論賛成、各論反対の意見がかなり多くある。第 3 次試案には法案が施行されるのに 2～3 年の準備期間がかかるとされているが、このような時期に日医の見解（案）が出されたことの真意はいかななものか。また、すでに医療安全調査委員会の設置法案の原案が決まっており、設置場所も厚労省となっているとの報道がある。試案に基づく法案が既に作られているとすれば、このような『対案』論議も無意味になる。」との意見でした。

これに対し木下常任理事は「今回の法案作成について法務省、警察庁、厚労省とで修正し乍ら原案を作成しつつある。一部の報道はマスコミへのリークであり踊らされないようにしていただきたい。見解を出したことの真意については、細かな問題はあるが進めていかなければいけない、全国では賛成が 8 割あることからある程度の方向性を決めて行かなければならないと考えている。近畿の先生がたからは集中的に反対があり、意見を伺って可能なら変えていきたいが、相手があることであるので簡単にはいかない。

現状では広尾事件を受けての21条に対する最高裁判例があり、医師は自身に不利でも診療関連死を届け出なければならないという厳然たる事実がある。今の業務上過失致死罪として検察に書類送検されることにつながる流れを切りたい。21条についていくら議論をしていただいてもかまいませんが、最高裁の判決を覆すことは不可能であり、このままでは診療関連死の届け出義務は消えない。

原因究明のできる医師を中心とした調査委員会が必要であり、過失があるかどうかも併せて調査させてほしいと法務省、警察庁と調整を行った。事故があれば全ての事例を第三者機関に届け出て、悪質な事例だけを捜査機関に届ける事とするところまで、なんとか折衝した。医療事故に関しては重大な過失に絞ってくれて、ごく限られたものだけが刑事事件となる。我々がやるんだから任せてくださいというところまで来た。重大な過失についてはどこにも書いていないが、私たちが決めていくのである。完全な免責は無理であり、なかなか完璧なものとはできない。ただし、このタイミングを失したら何も決まらない。」

各医師会からの安全調査委員会が責任追及をすべきでなく、医療関連死が刑事処分の対象であってはならないとの意見に対し、木下常任理事は委員会で責任の追求も行い、悪質な事例は捜査機関に届けるとの回答でした。終始、かみ合わない議論で、当然、意見の統一はなされませんでした。今後の経過にご注目下さい。